

厚生労働省では希少言語に対応した遠隔通訳サービスを提供します

本サービスは医療機関であれば、どなたでも申込が可能です。

電話通訳サービスのご案内

平成 30 年の訪日外国人は 3,119 万人と引き続き増加している中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。

サービス内容

- ・ ご来院の外国人患者との電話機の受け渡しによる電話での通訳
- ・ 外国人患者からの外線入電に対する 3 者間通訳サービス（病院の交換台などが 3 者間の電話に対応している場合）

対象機関

申込登録済の医療機関

対応言語

タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、
広東語、※ミャンマー語、※シンハラ語、※ウルドゥ語、※ベンガル語、※クメール語、
モンゴル語、※ドイツ語※ ※マークがついた言語はベストエフォート対応、一部外部接続あり

対応期間

2020 年 4 月 1 日 ～ 2020 年 5 月 31 日 24 時間体制

利用料金

通訳は最初の 5 分間は 1,500 円、以降 1 分あたり 500 円（通話料は利用者負担）

電話通訳サービスご利用の手順

- ①本サービスをご利用するには、添付の
申込書での**事前登録**が必要になります。
必要事項を記入の上、事務局宛にメール
または FAX で申込書をご送付ください。

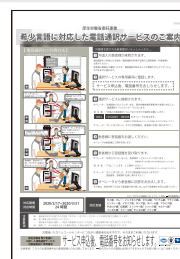
※登録前の緊急時利用の場合は、事務局までご相談ください。

電話通訳サービスの
申込書

電話通訳サービス申込書の様式。氏名、性別、年齢、住所、電話番号、Eメール、言語指定などの欄があり、下部には注意事項が記載されています。

- ②本サービスのご利用方法については、
添付の本サービスのご案内資料を
ご一読ください。

電話通訳サービス
のご案内



事前申し込み

受付確認

事務局から
電話番号の連絡

利用の開始

- ③通訳サービスをご利用される際は、言語を特定することにより
スムーズな通話が可能となりますので、
「言語指さし表（登録後に送付）」をご利用ください。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、通話料は利用者負担となります。
- ・通訳費用は実際の利用時間に応じて月末締め翌月末払いで請求書を発行いたします。
- ・サービスの契約料、月極めの利用料等はありません。
- ・本サービスは登録された医療機関様のみご利用いただけます。
- ・本サービスは厚生労働省の委託を受けて、株式会社ブリックスが提供します。
- ・ご不明点は事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先

厚生労働省希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業運営事務局
TEL：03-5366-6018（平日 9：30～18：00） FAX：03-5366-6002 E-mail：mhlw-office@bricks-corp.com
〒160-0022 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 1 7 号 FORECAST 新宿 SOUTH 4F 株式会社ブリックス内